

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3123804号  
(U3123804)

(45) 発行日 平成18年7月27日(2006.7.27)

(24) 登録日 平成18年7月5日(2006.7.5)

(51) Int. Cl.

A O 1 M 23/20 (2006.01)

F I

A O 1 M 23/20

評価書の請求 未請求 請求項の数 1 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 実願2006-3693 (U2006-3693)  
(22) 出願日 平成18年5月17日(2006.5.17)(73) 実用新案権者 503444552  
日浅 一  
愛知県岡崎市夏山町字宮本17番地4  
(74) 代理人 100099047  
弁理士 柴田 淳一  
(72) 考案者 日浅 一  
愛知県岡崎市夏山町字宮本17番地4

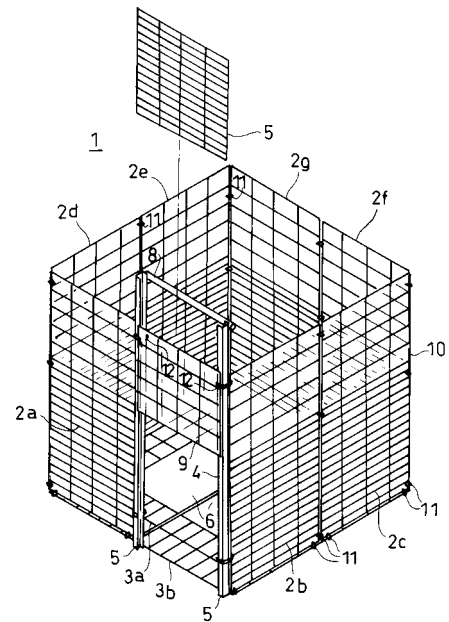
(54) 【考案の名称】 捕獲用包囲柵

## (57) 【要約】

【課題】組立や運搬が楽で使用するための免許が不要なイノシシ、シカ等の大型動物を捕獲できる捕獲用包囲柵を提供すること

【解決手段】縦横の比が略2：1でありその横幅の長さを1単位とした平面長方形形状の複数の壁面パネル2a～2gを7枚用意し、1つの昇降枠4を交えてワイヤーグリップ11やクランプ12等によって平面視正方形の包囲壁10を構築する。一方このように構築した包囲壁10の部開口部に2枚の底面パネル3a、3bがワイヤーグリップ11によって連結する。包囲壁10を構成する壁面パネル2a～2g及び昇降枠4の数は両者の総数が $6 + 2 \times n$  ( $n$ : 0又は自然数)となるように選択できる。これに併せて底面パネル3a、3bも枚数を2の倍数として調整する。

【選択図】 図2



## 【実用新案登録請求の範囲】

## 【請求項1】

縦横の比が略2：1でありその横幅の長さを1単位とした平面長方形形状の複数の柵プレートと、複数の連結部材と、1あるいは複数の1単位の幅を有する昇降枠と、同昇降枠内において昇降方向にスライド可能に取り付けられる開閉扉と、内部に侵入した動物の干渉によって同昇降枠上部に吊り下げられた同開閉扉の係合を解除して同開閉扉を自重によって落下させるトラップ機構とを備え、

$6 + 2 \times n$  ( $n$ ：0又は自然数)の枚数から使用する前記昇降枠の数を減じた枚数の前記柵プレートを縦方向が上下となるように同昇降枠を途中で介在させながら前記連結部材によって横方向に直列に連結するとともに4箇所直角に屈曲したコーナーを形成して対向する面の横幅が同じ単位の幅となる平面視において方形な包囲壁を構築し、

10

同包囲壁の下部開口部には、

$(\text{包囲壁に使用する柵プレート及び昇降枠の数}) \div 2 - 2$

の枚数の柵プレートを底板として配置し同底板相互間および隣接する前記包囲壁との間で前記連結部材によって連結するようにしたことを特徴とする捕獲用包囲柵。

## 【考案の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本考案は動物を捕獲するための捕獲用包囲柵に関するものである。

## 【背景技術】

20

## 【0002】

従来からイノシシ、シカ、サル等の主として野生動物を捕獲するために捕獲檻が提案されている。一般に捕獲檻は柵パネルを箱状に組み立て、その一面を侵入口として昇降可能な扉を設けるように構成されている。そして、動物が捕獲檻に侵入すると仕掛けられたトラップが作動して例えば扉を吊り上げているロープのロックが外れて上部位置に保持されている扉が落下し、動物は檻に閉じこめられることとなる。このような捕獲用檻の一例として特許文献1を示す。

【特許文献1】実用新案登録第3102045号公報

## 【考案の開示】

## 【考案が解決しようとする課題】

30

## 【0003】

しかしながら、上記特許文献1の捕獲用檻はパネルの数や重量がかさむためもっと簡便に組立や運搬できる捕獲手段が求められていた。また、狩猟者人口が減っているため近年イノシシやシカの数はずいぶん増えて来ている。そのためかなり人里近くにまでこれらイノシシ等が出没するようになってきている。ところが捕獲用檻は狩猟法上免許を保有していなければ使用することはできないため、イノシシを見かけても免許のない者が捕獲用檻を勝手に仕掛けるわけにはいかなかった。

本考案は、このような従来技術に存在する問題点に着目してなされたものである。その目的とするところは、組立や運搬が楽で使用するための免許が不要なイノシシ、シカ等の大型動物を捕獲できる捕獲用包囲柵を提供することにある。

40

## 【課題を解決するための手段】

## 【0004】

上記の目的を達成するために請求項1に記載の考案では、縦横の比が略2：1でありその横幅の長さを1単位とした平面長方形形状の複数の柵プレートと、複数の連結部材と、1あるいは複数の1単位の幅を有する昇降枠と、同昇降枠内において昇降方向にスライド可能に取り付けられる開閉扉と、内部に侵入した動物の干渉によって同昇降枠上部に吊り下げられた同開閉扉の係合を解除して同開閉扉を自重によって落下させるトラップ機構とを備え、 $6 + 2 \times n$  ( $n$ ：0又は自然数)の枚数から使用する前記昇降枠の数を減じた枚数の前記柵プレートを縦方向が上下となるように同昇降枠を途中で介在させながら前記連結部材によって横方向に直列に連結するとともに4箇所の直角に屈曲したコーナーを形成

50

して対向する面の横幅が同じ単位の幅となる平面視において方形な包囲壁を構築し、同包囲壁の下部開口部には（包囲壁に使用する柵プレート及び昇降枠の数） $\div 2 - 2$ の枚数の柵プレートを底板として配置し同底板相互間および隣接する前記包囲壁との間で前記連結部材によって連結するようにしたことをその要旨とする。

#### 【0005】

このような構成では、縦横の比が略2：1の柵プレートを縦方向が上下となるように立て、4箇所の直角に屈曲したコーナーを形成するように横方向に連結することで上方が開放された包囲壁を構築することができる。柵プレート列の途中には昇降枠が連結されて動物が侵入する開閉扉が配置されることとなる。動物が地面を掘って脱出しないように包囲壁の下部開口部には柵プレートからなる底板が連結されることとなる。

10

包囲壁には柵プレートは $6 + 2 \times n$ （ $n$ ：0又は自然数）の枚数から使用する前記昇降枠の数を減じた枚数が使用される。例えば昇降枠が1つであれば柵プレートは5枚、7枚、9枚、11枚・・・というように用意されることとなる。包囲壁は無限に大きくすることはできないため、実際には $n$ は0～5程度になると考えられる。昇降枠は2つ以上を配置するようにしてもよい。

底板は（包囲壁に使用する柵プレート及び昇降枠の数） $\div 2 - 2$ である。これによってちょうど包囲壁の下部開口部の面積に対応する枚数の柵プレートを底板として使用することが可能となる。

ここに、柵プレートの長手方向の長さ（縦方向）は2000mm～3000mmが妥当である。捕獲用包囲柵は上部が開口しているので例えばクマやサルのように木登りの上手な動物は脱出可能である。従って、捕獲用包囲柵の対象野生動物は我が国では木登りが上手ではない主としてひづめのある動物、例えばイノシシとシカである。これらが脱出できない高さとして2000mm以上が必要であり、3000mm以上となると重量やコストがかかる。特にイノシシとシカが脱出できないことと重量及びコストを考慮すると柵プレートの長手方向の長さは2500mm程度が好ましい。

20

縦横の比が略2：1としたのは製品の使用目的から考えて精密な工作物である必要がないことや実際に厳密な比となるように作製したとしても温度による伸縮や実際に使用する場所の傾斜等によって隙間が開いたりしてしまうこともあるからである。

#### 【考案の効果】

#### 【0006】

上記請求項の考案では、捕獲檻に比べて天井部分がないためにパネル数が少なくすみ、パネルの大きさが規格化されているため組立や運搬も楽であり、なおかつ使用するための免許が不要であるため誰でも設置することが可能となる。

30

#### 【考案を実施するための最良の形態】

#### 【0007】

以下、本考案の捕獲用包囲柵を具体化した実施の形態を図面に基づいて説明する。

まず、捕獲用包囲柵1の構成要素について説明する。図1に示すように、捕獲用包囲柵1は柵プレートとしての7枚の壁面パネル2a～2gと、柵プレートとしての2枚の底面パネル3a, 3bと、昇降枠4と扉パネル5を構成部材として備えている。壁面パネル2a～2gは鉄筋を縦横に組んで溶接した縦2500mm横1200mmの格子状のパネル体である。長方形パネル2a～2dの外形は長手方向長さ：短手方向長さ=2：1の比率とされている。壁面パネル2a～2gは上部寄りの1000mmの各鉄筋の上下間隔は200mmとされ、下部寄りの1500mmの各鉄筋の上下間隔は100mmとされている。

40

底面パネル3a, 3bも鉄筋を縦横に組んで溶接した縦2500mm×横1200mmの格子状のパネル体である。底面パネル3a, 3bの鉄筋は中央寄り側方に配筋されていない部分（無筋部6とする）がある他は3方向の周縁に沿った部分は長手方向に150mmの間隔で配筋されている。

昇降枠4は左右に立設された断面コ字状の鋼材からなる案内枠7と同両案内枠7の上端を連結する断面円形の連結梁8から基本骨格が構成されている。両案内枠7の間隔はちょ

50

うど壁面パネル 2 a ~ 2 g の横幅、つまり 1 2 0 0 m m とされている。昇降枠 4 の上部寄りには上下幅 9 0 0 m m の補助パネル 9 が図示しないボルトによって固着されている。扉パネル 5 は鉄筋を縦横に組んで溶接した正方形形状の外形の格子状のパネル体である。扉パネル 5 の一辺は両案内枠 7 の間隔と略同じでかつ若干短めに作製されている。扉パネル 5 が壁面パネル 2 a ~ 2 g より小さいのは主として軽量化を図るためである。

#### 【 0 0 0 8 】

図 2 及び図 3 に示すように、上記 7 枚の壁面パネル 2 a ~ 2 g、昇降枠 4 及び底面パネル 3 a、3 b を立体的に組み合わせることによって捕獲用包囲柵 1 が構築される。

まず、捕獲用包囲柵 1 の地上部となる包囲壁 1 0 について説明する。

図 3 に示すように、包囲壁 1 0 は昇降枠 4 の配置される面を正面として、正面には昇降枠 4 と壁面パネル 2 a、左右側面にはそれぞれ 2 枚の壁面パネル 2 b、2 c、2 d、2 e、後面には 2 枚の壁面パネル 2 f、2 g が配置されている。各面は各々対向する面と正対し包囲壁 1 0 は平面視において正方形形状を呈する。各壁面パネル 2 a ~ 2 g は長手方向が垂直方向となるように立設されており、各壁面パネル 2 a ~ 2 g の長手方向縁部を隣接する壁面パネル 2 a ~ 2 g の長手方向縁部と突き合わせ連結部材としてのワイヤーグリップ 1 1 によって連結されている。また、昇降枠 4 については隣接する壁面パネル 2 a、2 b とクランプ 1 2 によって連結されている。昇降枠 4 の左右の案内枠 7 間には扉パネル 5 が上下方向に移動可能に嵌合されている。

次に包囲壁 1 0 の下部開口部に対する底面パネル 3 a、3 b の連結について説明する。図 4 に示すように 2 枚の底面パネル 3 a、3 b は包囲壁 1 0 の下部開口部を封塞するように長手方向縁部を隣接させて配設されている。両底面パネル 3 a、3 b は互いの無筋部 6 が突き合わされるように配置されワイヤーグリップ 1 1 によって連結されている。本実施の形態では包囲壁 1 0 によって包囲される内部の面積はちょうど縦 2 5 0 0 m m x 横 1 2 0 0 m m のパネルの 2 枚分となる。つまりちょうど底面パネル 3 a、3 b によって下部開口部が封塞されることとなる。底面パネル 3 a、3 b の周囲には細かく鉄筋が配筋されているが、中央付近は鉄筋が省略されることとなる。これによって捕獲された動物が包囲壁 1 0 寄りの位置で穴を掘って脱出するということがなくなるとともに底面パネル 3 a、3 b の剛性もアップする。

#### 【 0 0 0 9 】

次に、このように構築される捕獲用包囲柵 1 におけるトラップ機構について簡単に説明する。図 3 に示すように、扉パネル 5 の上部には第 1 のロープ 1 5 の基端が連結される。第 1 のロープ 1 5 の先端には環 1 7 が形成されている。一方、後部に配置された扉パネル 5 の上部には第 2 のロープ 1 6 の基端が連結される。第 2 のロープ 1 6 の先端にも環 1 8 が形成されている。図 3 に示すように扉パネル 5 が上部位置に配置される場合、つまりトラップを仕掛けた状態では第 1 のロープ 1 5 は連結梁 7 を半周し後方斜め下方に向かって延出され、第 2 のロープ 1 6 は前方斜め上方に向かって延出される。そして両ロープ 1 5、1 6 先端の重複した環 1 7、1 8 内にフック 1 9 が挿入される。つまり、扉パネル 5 はフック 1 9 を介して両ロープ 1 5、1 6 によって後方から牽引されることとなる。フック 1 9 は両ロープ 1 5、1 6 間に介在された状態でバンド 2 0 によって第 2 のロープ 1 6 に仮固定される。バンド 2 0 からはトラップライン 2 1 が後方に延出され後部の壁面パネル 2 f から下降させられ、更に下部寄りで捕獲用包囲柵 1 内部に導かれ底面パネル 3 a、3 b 上に配置された図示しないトラッププレートに接続される。

このようなトラップ機構によって、内部に侵入した動物がトラッププレートを踏む等するとトラップライン 2 1 が引かれてフック 1 9 からバンド 2 0 が外れ、そのためフック 1 9 自体も外れる。これによってロープ 1 5 への牽引力がなくなり扉パネル 5 は補助パネル 9 と重複配置された上部位置から自重で落下する。そして内部に侵入している動物（イノシシ・シカ）は捕獲されることとなる。

尚、扉パネル 5 が落下した状態で扉パネル 5 と補助パネル 9 の間には隙間が形成されることとなるがこの隙間は昇降枠 4 のかなり上部位置となるため捕獲した動物がここから逃げ出すことはない。

10

20

30

40

50

## 【0010】

このように構成することで捕獲用包囲柵1は次のような効果を奏する。

(1) 捕獲用包囲柵1は天井が開放された外形であるため、パネル数も少なく重量もそれほど嵩まないため組立や運搬が非常に楽にできる。

(2) 壁面パネル2a~2gの下部寄りには動物が出られないように格子の間隔を狭めてあるが、上部寄りには容易に届かないことから鉄筋を減らしている。同様に底面パネル3a, 3bも包囲壁10寄りだけ格子の間隔を狭めており、中央寄りは無筋部6としている。そのため捕獲用包囲柵1のユニット船体の軽量化が図られるようになっている。

(3) 捕獲用包囲柵1は常時は分解して格納でき、複数セットを用意しても嵩張ることがなく場所をとることがない。

10

## 【0011】

尚、この考案は、次のように変更して具体化することも可能である。

- ・上記各パネル2a~2g、3a, 3b、5の形状や鉄筋の配設パターンは一例であって変更可能である。

- ・包囲壁10に使用される壁面パネル2a~2gの数や昇降枠4の数(つまり侵入口の数)は上記に限定されることはない。包囲壁10の大きさが変更される場合には底面パネル3a, 3bの枚数も増減させる必要がある。例えば、11枚の壁面パネルと1台の昇降枠4で包囲壁10が構築される場合には底面パネルは4枚必要とされる。

- ・壁面パネル2a~2g及び底面パネル3a, 3bの縦横のサイズは2:1の比率がもっとも好ましいが若干比率が異なっても構わない。

20

- ・壁面パネル2a~2g及び底面パネル3a, 3bの格子パターンは上記に限定されることはない。

- ・その他、パネルの材質は鉄筋以外の材であってもよい等本考案の趣旨を逸脱しない態様で実施することは自由である。

## 【図面の簡単な説明】

## 【0012】

【図1】本考案の実施の形態の捕獲用包囲柵の構成部材の平面図。

【図2】同じ捕獲用包囲柵の斜視図。

【図3】同じ捕獲用包囲柵の側断面図。

【図4】同じ捕獲用包囲柵の底面の平面図。

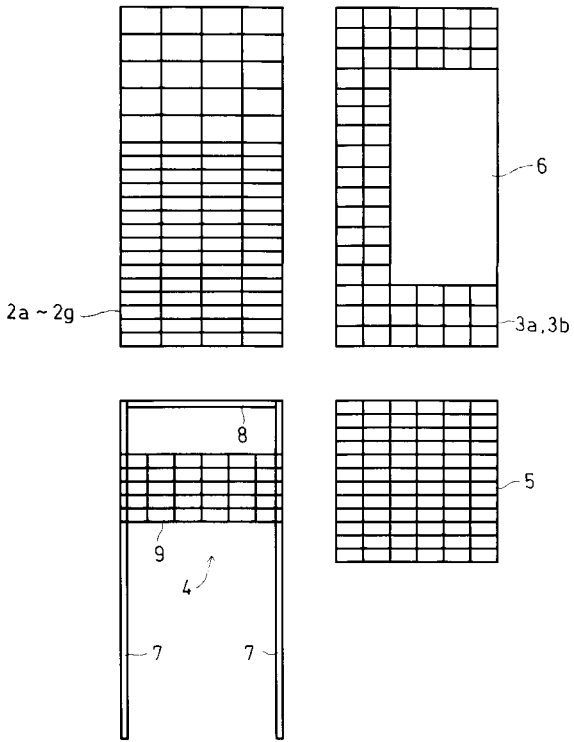
30

## 【符号の説明】

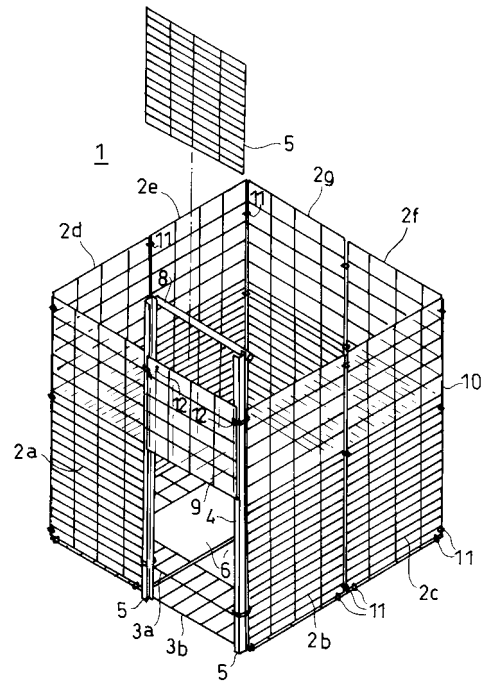
## 【0013】

1...捕獲用包囲柵、2a~2d...壁面パネル、3a, 3b...底面パネル、4...昇降枠、5...扉パネル、10...包囲壁、11...連結部材としてのワイヤーグリップ、12...連結部材としてのクランプ。

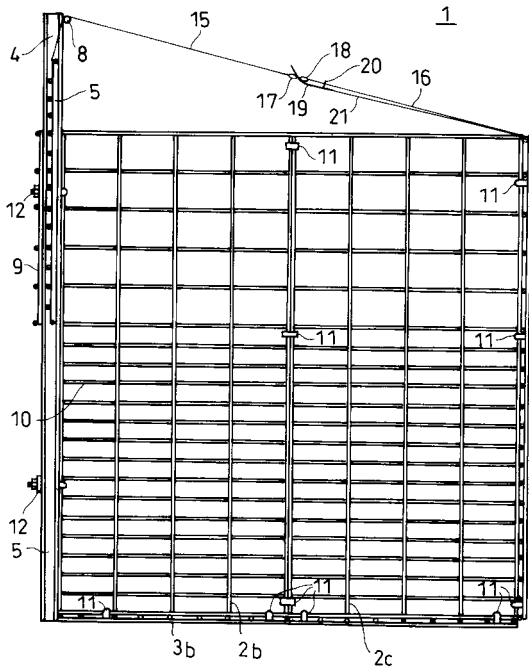
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】

